

三次市会計年度任用職員受験案内 【第3回】

職 種 ・ 職 の 概 要	介護認定調査員 要介護認定に係る調査業務を円滑に推進することを目的として設置する職です。介護認定申請による認定調査、認定審査に係る事務処理、電話・来客対応などを担います。
募 集 人 数	パートタイム：1人
申込受付期間	令和8年8月 5日（水）午前9時から 令和8年8月21日（金）午後5時まで ※人員が充足次第、受付を終了します。
業 務 内 容	介護認定申請による認定調査、認定審査に係る事務処理、給付適正化事務、電話・来客対応ほか
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和8年度に採用可能である人 2 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人 3 次のいずれかに該当する人 (1) 介護支援専門員・看護師・社会福祉士・介護福祉士のいずれかの資格を有する人 (2) 認定調査員初任者研修を修了した人 4 普通自動車第一種運転免許を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 (3) 資格証等の写し 受験資格の3及び4を満たすことが分かる資格証・修了証書・運転免許証等の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約１０分） ※日時・場所については、受験申込者に別途連絡します。	
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和９年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を随時採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和８年９月１日から令和９年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所 福祉保健部 高齢者福祉課
	勤 務 時 間	１週間につき２９時間 (週４日、午前８時３０分～午後４時４５分) ※勤務日は別途定めます ※休憩時間６０分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、 指定休（週ごとに１日） ※振替有
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	(行政職給料表１－２８号給) 月額２１１、７００円
	手 当 制 度	通勤手当（費用弁償）、期末手当、勤勉手当、地域手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第３０条から第３７条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目８番１号 三次市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係（市役所本館２階） TEL 0824-62-6387 FAX 0824-62-6285 受付時間：月～金曜日の９：００～１７：００（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。